

大地震・台風等による警報発令時の対応について(7月改訂版)

6月に改訂版を配布しましたが、今回、避難勧告や避難指示（緊急）が発令されたときの対応や在校時に各種警報が発令されたときの対応を変更しました。7月改訂版として配布させていただきますので、各家庭で保存してください。

本校では児童の安全を確保するため、大地震や台風等による警報発令時の対応について以下のように決めております。ご理解いただいたうえ、ご協力よろしくお願ひいたします。

1 震度5弱以上の地震が京都市域において発生した場合

「京都市域のいずれかの行政区」（山科区を含む京都市内のいずれかの区）に震度5弱以上の地震があった場合には、下記のような措置を取ります。

- (1) 下校後、深夜0時までに発生した場合・・・翌日を臨時休業
- (2) 深夜0時以降、登校までに発生した場合・・・当日を臨時休業

休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページやPTAメール配信等により、授業等を実施する旨を連絡します。

臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校ホームページ、PTAメール配信等により連絡します。

(3) 登校後に発生した場合

原則として学校に留めおき、保護者への引き渡しを実施する。

なお、震度4以下の場合も、校区の被災状況に応じて校長の判断により、保護者への引き渡しを実施する場合があります。

(4) 休業日、休業前日の下校後に発生した場合

原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページやPTAメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 暴風警報（暴風雪警報を含む）が発表された場合

台風等により、京都市域（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。

- (1) 登校前に発表された場合・・・自宅待機
- (2) 「暴風警報」が解除された場合

①午前7時現在、京都市域に『暴風警報』が発令されている場合・・・自宅待機

②午前7時から9時までの間に京都市域の『暴風警報』が解除された場合

3校時（10:35～）より授業実施➡10:00に集合して、集団登校します。

③午前9時から11時までの間に京都市域の『暴風警報』が解除された場合

5校時（13:25～）より授業実施➡12:50に集合して、集団登校します。

④午前11時を過ぎても京都市域の『暴風警報』が解除されない場合・・・臨時休校

3 特別警報が発表された場合

京都市域（「京都南部」又は「京都・亀岡」）に「特別警報（大雨、暴風など6種類）」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。

(1) 登校園前に発表された場合…自宅待機（命を守る行動をとることを優先してください。）

(2) 「特別警報」が解除された場合

◎午前0時までに解除になった場合

5校時（13:25～）より授業実施➡12:50に集合して、集団登校します。

◎午前0時現在、特別警報発表中の場合…臨時休業

4 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

京都市域（「京都南部」又は「京都・亀岡」）に「大雨警報」や「洪水警報」が発令されても、基本的には通常通りの教育活動を行います。

ただし、気象状況により、京都市域（「京都南部」又は「京都・亀岡」）に大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

5 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の所在学区である百々学区に、避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

また、本校の学区である百々学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域に指定されています。百々学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合についても、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

暴風警報が発令された場合に準じた措置については、「2. 暴風警報（暴風雪警報を含む）が発令された場合」をご参照ください。

※なお、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

6 在校中に暴風警報や特別警報、避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合

児童在校中に、京都市域（「京都南部」又は「京都・亀岡」）に暴風警報や特別警報が発令された場合は、直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととします。その後、保護者へお知らせした上で、町別に集団下校をします。「警報発令時等、緊急時の児童の下校について（オレンジ色の用紙）」にご記入いただいた内容を再度ご確認ください。下校方法、下校先など変更がありましたら、その都度、担任まで連絡帳等でお知らせください。

また、児童在校中に、百々学区に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合は、直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、保護者へお知らせした上で、学校にて保護者への引き渡しを実施いたします。